

「資料 政・経 2015」 追 録

2015 年 9 月 10 日発行

東 学 (株)

① 2015年のおもな出来事

月 日	こ と が ら
1月 1日	リトアニアが欧州単一通貨ユーロを導入
7日	フランス・パリの政治週刊紙「シャルリー・エブド」本社がイスラム過激派の男2人により銃撃され、12人死亡、4人重傷
14日	東京地検が政治資金規正法違反容疑で市民団体から告発されていた渡辺喜美・元みんなの党代表らについて不起訴処分を発表
15日	日本・オーストラリア経済連携協定が発効
18日	民主党代表選挙で、岡田克也が代表に選出される
20日	YouTubeに、イスラム過激派組織ISILが日本人2人の殺害を予告。身代金等の交渉がおこなわれたが、後に2人も殺害される
26日	第189通常国会招集
28日	スカイマークが、東京地裁に民事再生法の手続き開始を申請、負債総額は711億円
2月 1日	三菱重工業と宇宙航空研究開発機構が、H 2 Aロケット27号機の打ち上げと同機に搭載した情報収集衛星の分離、軌道投入に成功
2日	国土交通省内に「国際テロ対策本部」が新たに設置
5日	チュニジアで、ハبيب・シンドを首相とする内閣を同国議会在が承認、2011年に独裁政権が崩壊して以降、初めて正式政府が発足
22日	沖縄県と那国町で、中学生以上の未成年および永住外国人を有権者に含む、陸上自衛隊沿岸監視部隊の配備受け入れの是非を問う、法的拘束力のない住民投票を実施。投票率85%超のうち賛成が632票、反対445票で賛成多数
23日	西川公也農林水産大臣が、関連する政治団体の献金問題の責任を取り辞任
27日	EUがギリシャ向け金融支援延長を決定 (p.5)
3月 17日	イスラエルで総選挙がおこなわれ、ネタニヤフ首相率いる与党リクードが第1党を維持
18日	チュニジア・チュニスのバルド国立博物館をイスラム過激派組織が襲撃、日本人3人を含む23人が死亡
30日	全国で唯一未接続だった福島県矢祭町が住民基本台帳ネットワークに接続する旨を発表
4月 1日	介護保険制度の見直しで、特別養護老人ホームへの入所基準が要介護3以上に厳格化
4日	奈良県長谷寺(本堂・国宝)などで油状の液体がふり撒かれる事件が報道され始める。その後も各地で同様の事件が続発

① 2015 年のおもな出来事	1
② 安保法制をめぐる問題	2
③ 原発再稼働をめぐる動き	4
④ ギリシャ危機	5
⑤ 2015(平成 27) 年度一般会計歳入・歳出	6
⑥ 18 歳選挙権が成立	7
⑦ 参院選で選挙区定数見直し	8
⑧ マイナンバー制度がスタート	8

月 日	こ と が ら
4月 5日	菅官房長官が沖縄県を訪問し、翁長沖縄県知事と名護市辺野古への普天間基地移設問題を巡り初の直接会談をおこなうも、翁長知事は移設に反対し平行線に終わる
9日	総額96兆円の2000年4月以降は15年ぶりに2万円台を回復
10日	日経平均株価が一時的、取引時間中としてITバブル時代の2000年4月以降は15年ぶりに2万円台を回復
14日	福井地裁が、福井県など4府県の住民の申し立てを受け、関西電力高浜原子力発電所3・4号機について、再稼働を差し止める仮処分命令を関西電力に下す (p.4)
22日	首相官邸に落下したドローンが発見される
25日	ネパールの首都カトマンズでマグニチュード7.8の地震が発生
5月 7日	イギリス総選挙で保守党が勝利
17日	大阪都構想の是非を問う住民投票が大阪市の住人約210万人を対象に実施され、反対多数で否決。提唱者であった橋下徹市長は政治家引退を表明
29日	口永良部島新岳で爆発的噴火
6月 1日	日本年金機構が、外部からの不正アクセスにより年金の受給者と加入者の個人情報約125万件が外部に流出したことを発表
7日	ドイツのエルマウで主要国首脳会議(サミット)が開幕
17日	投票権の年齢を18歳以上に引き下げの改正公職選挙法が参議院で可決成立 (p.7)
7月 1日	米国とキューバが国交回復と大使館の相互設置で合意。1961年の国交断絶以来、半世紀ぶりに外交関係を再開する歴史的な合意
5日	世界遺産委員会にて「明治日本の産業革命遺産 製鉄・鉄鋼、造船、石炭産業」が、世界遺産に登録されることが決定
16日	安全保障関連法案が衆議院本会議で可決
21日	大手電機メーカーの東芝が不適切会計問題における第三者調査委員会の調査報告を発表。歴代三社長の辞任を含む人事を刷新
28日	参院選での一票の格差是正のための改正公職選挙法が成立。2016年参院選から、鳥取県・島根県と高知県・徳島県で合区が導入される (p.8)
31日	福島第一原発事故をめぐり、檢察審査会が東京電力の旧経営陣3人の強制起訴を決定
8月 5日	司法取引や取り調べの録音・録画を義務化した改正刑事訴訟法が成立
11日	九州電力川内原発1号機が再稼働

② 安保法制をめぐる問題

集団的自衛権の行使容認を含む安全保障関連法案は7月16日の衆院本会議で、与党などの賛成多数により可決され、衆院を通過した。法案については、多くの憲法学者が憲法違反だと指摘。報道各社の世論調査でも法案への反対意見が多い。だが、与党は法案の審議時間は7月14日までに113時間を超えて審議は尽くされたと主張。また、これ以上審議を続けても、法案に対する世論の理解が深まらず、内閣支持率の低下を招く可能性もあると判断し、採決に踏み切った。関連法案は、武力攻撃事態法改正案、周辺事態法改正案(重要影響事態法案に名称変更)、国連平和維持活動(PKO)協力法改正案などの改正案10本を束ねた一括法案「平和安全法制整備法案」と、国会の事前承認があれば、いつでも自衛隊を紛争地に派遣することを可能にする「国際平和支援法案」の二本立てとなっている。

★新たな安保法制

新法

◆国際平和支援法案

自衛隊が海外で米軍や他国軍を後方支援する

◆自衛隊法改正案

在外邦人の救出や米艦防護ができる

◆武力攻撃事態法改正案

集団的自衛権行使の要件を明記

◆PKO 協力法改正案

PKO 以外の復興支援活動を可能に。駆けつけ警護も認める

◆重要影響事態法案

周辺事態法を改正。日本周辺以外でも、米軍や他国軍を後方支援

◆船舶検査活動法改正案

重要影響事態で日本周辺以外で船舶検査ができる

◆米軍等行動円滑化法案

集団的自衛権を行使する際の米軍や他国軍への役務提供を追加

◆特定公共施設利用法改正案

日本が攻撃された際、米軍以外の軍も港湾や飛行場などを利用可能に

◆海上輸送規制法改正案

集団的自衛権を行使する際、外国軍用品の海上輸送規制を追加

◆捕虜取り扱い法改正案

集団的自衛権を行使する際の捕虜の取り扱いを追加

◆国家安全保障会議(NSC)設置法改正案

NSC の審議事項に集団的自衛権を行使する事態などを追加

平和安全法制整備法案(10法を一括改正)



●どんな法律なのか？

法案は、新しくつくられる「国際平和支援法案」と、自衛隊法改正案など10の法律の改正案の一つにまとめた「平和安全法制整備法案」からなる。

- ・ 集団的自衛権を認める
- ・ 自衛隊の活動範囲や、使用できる武器を拡大する
- ・ 有事の際に自衛隊を派遣するまでの国会議論の時間を短縮する
- ・ 在外邦人救出や米艦防護を可能になる
- ・ 武器使用基準を緩和
- ・ 上官に反抗した場合の処罰規定を追加

などが盛り込まれた。歴代内閣が否定してきた集団的自衛権の行使容認には、法学者らから疑問の声も強い。

●法案は違憲

愛敬浩二(名古屋大学教授)「憲法9条は戦力不保持を明文で定めている。仮に限定があるとしても、集団的自衛権は「他衛権」なので憲法9条の規定に違反するし、従来の政府見解との関係でも違憲である。」

●法案は合憲

浅野善治(大東文化大教授)「安保法案は、武力行使以外の手段があり得ない場合に、必要最小限で行使を認めるもの。国家の主権が失われれば、憲法秩序も憲法の保障する自由も失われる。国家を守るために必要な自衛措置を憲法が否定することはない。」

●そもそもなぜ必要とされたのか？

「日本を取り巻く安全保障環境が変化し、一層厳しさを増したため」と安倍首相は説明する。国内外から、「中国の脅威に備えないと、とんでもないことになる」という指摘も出ていた。

また、1991年の湾岸戦争で、日本はアメリカなどに約130億ドルの財政支援をしながらも、自衛隊を派遣しなかったことが評価されなかったことも契機となった。以後、日本はアメリカなどの求めに応じる形で、国連の平和維持活動(PKO、1992年～)を皮切りに、イラクへの人道支援(2003年～)など、自衛隊の海外派遣を徐々に拡大してきた。外務省の中には「外交のツールとして自衛隊を使いたい」という悲願もあるとされ、2014年に歴代内閣の憲法解釈を変更する形で、これまで禁じてきた集団的自衛権の行使を容認。2015年にアメリカを訪問した安倍晋三首相は、オバマ大統領に、関連法案の夏までの成立を約束した。

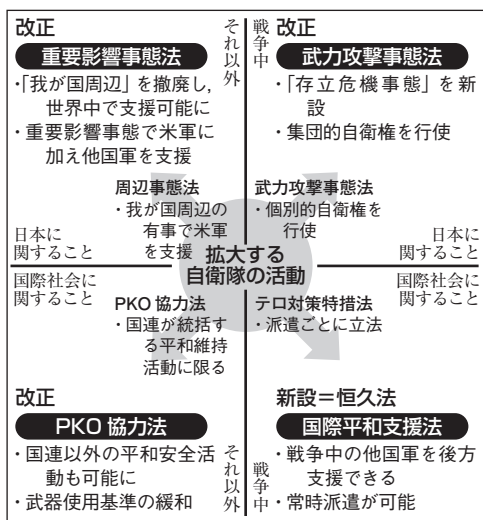
●複雑すぎる「事態」

法案では、自衛隊の派遣が可能となる6つの事態を想定。事態の内容によって自衛隊が活動できる内容や、国会承認手続きの必要性などが盛り込まれた。例えば、「存立危機事態」では集団的自衛権の行使が可能となり、自衛隊の武力行使も認められる。原則として事前の国会承認が原則だが、事後の承認も例外的に認められるとされた。

一方で、国際社会の平和と安全を脅かすような「国際平和共同対処事態」では武力の行使は認めら

★安保法案の6つの事態

事態 (※新設)	定義	自衛隊の 行動	武力行使	国会承認
武力攻撃 発生事態	日本に外部から武力 攻撃が発生	武力行使○ 防衛出動○	個別 自衛権	(緊急時 原則 事後も可)
武力攻撃 切迫事態	日本に武力攻撃が発生 する明白な危険が 切迫	武力行使× 防衛出動○		
武力攻撃 予測事態	事態が切迫し武力攻 撃が予測される事態	武力行使× 防衛出動× 出動待機○		
存立危機 事態※	日本と密接な関係に ある他国に武力攻撃 が発生し、日本の存 立が脅かされ、国民 の生命、自由、幸福 追求権が根底から覆 される明白な危険が ある事態	武力行使○ 防衛出動○	集団 的自衛権	
重要影響 事態※	日本の平和と安全に 重要な影響を与える 事態	他国軍 支援○	不可 (後方支援のみ)	
国際平和共同 対処事態※	国際社会の平和と安 全を脅かす事態	他国軍 支援○	不可 (後方支援のみ)	例外なく 事前



れず、国会の事前承認も例外なく必要となる。

●「存立危機事態」の定義が曖昧

自衛隊が集団的自衛権で武力を行使できる「存立危機事態」は次のように定義されている。

「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること」(内閣府「平和安全法制等の整備について資料」より2015/05/14)

安倍首相らは「政府が総合的に判断して認定する」としているが、民主党などは定義や認定方法が「極めて曖昧」と主張する。岡田克也・民主党代表は、「存立危機事態は、非常に抽象的。時の政府が勝手に存立危機事態を認定して、自衛隊を送り出し、武力行使するということになりかねない」と指摘。

●今後の予定は？

法案は、110時間以上の国会審議が行われた。しかし、NHK・朝日・読売・産経・毎日・日経などの大手メディアが行った世論調査で「賛成」が「反対」を上回ったものはなかった。

法案は参院に送られ、審議される予定。会期末は9月27日だが、仮に参院本会議で議決されなくても60日たてば衆院で再議決できる「60日ルール」の適用も視野に入れていると見られる。

(『Huffpost Japan』2015. 7. 16ほかより作成)

③ 原発再稼働をめぐる動き

鹿児島県薩摩川内市にある川内原発1号機と2号機は、3.11原発事故後に作られた新しい規制基準に全国原発で初めて適合しているとされ、2015年8月11日、そのうち1号機が再稼働を行った。

●依然として残るリスク

火山の巨大噴火リスクや周辺住民の避難計画の不十分さなどいくつも重要な問題が山積したまま、九州電力川内原発1号機が、再稼働を行った。

川内原発は、桜島を中心とした始良カルデラをはじめ、数多くの火山に囲まれている。

九電は何十年も前に巨大噴火の予兆をつかむことができるため対応は可能だとし、原子力規制委員会もその主張を妥当と判断している。

しかし、5月に同県の口永良部島新岳の噴火が示したように、ただでさえ噴火予知は非常に難しい。巨大噴火の場合は、現代の科学による観測データがなく、どんな過程を経て噴火に至るかよく分かっていない。火山の専門家からはさらに難しいとの指摘が相次いでいる。

また、使った核燃料は自らが高熱を発するため、二年間はプールの水で冷やしてからでないと外部に運べない。にもかかわらず九電は、核燃料をどこにどう緊急搬出するか、いまだ十分に検討していない。

鹿児島県や薩摩川内市は既に再稼働に同意したが、屋久島や種子島などで九電に説明を求める動きが広



がっている。だが、九電は公の場で反対意見が出るのを避けるため、説明会を開こうとしない。

鹿児島県や周辺自治体の避難計画はできたが、避難住民の受け入れ態勢の協議などはほとんどされていない。計画に実効性があるのか、規制委も含めどこも検証しない。

●審査中の原発はまだある

原子力規制委員会は新しい規制基準に基づき、全国15原発計25基の審査を進めている。新基準に「適合」と判断されたのは、九州電力川内原発1、2号機（鹿児島県）と関西電力高浜原発3、4号機（福井県）、四国電力伊方原発3号機（愛媛県）の計5基。いずれも格納容器の容量が大きい加圧水型だ。

このうち高浜3、4号機は福井地裁から運転差し止めの仮処分を受け、現在は高裁で争っており、再稼働へのハードルは高い。

重大事故を起こした東京電力福島第一原発と同じ沸騰水型は、建設中の電源開発大間（青森県）を含めて10基が申請されたが、審査はあまり進んでいない。

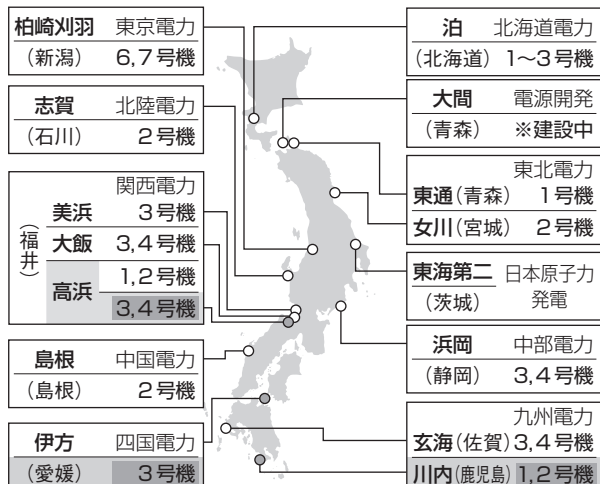
東京電力柏崎刈羽原発6、7号機（新潟県）や東北電力東通原発1号機（青森県）、北陸電力志賀原発2号機（石川県）は敷地内や重要施設の直下に活断層がある可能性が指摘されている。

原発の運転期間は原則40年に制限されているが、関電は例外的に認められる20年間の延長を目指し高浜1、2号機と美浜3号機（福井県）の審査を申請している。

（『東京新聞』2015.7.7ほか）

★原子力規制委員会が審査中の原発

【■…新基準に「適合」とされる原発】



④ ギリシャ危機

EUの発足以来、欧州経済は堅調に成長してきたが、2009年に大きな危機に直面する。ユーロ圏加盟国に対する財政不安の連鎖がユーロの急落と金融市場の混乱を招き、実体経済に悪影響を及ぼしたのだ。

この欧州経済危機の発端となったのはギリシャの財政粉飾だった。09年にギリシャで新政権が発足した際、前政権が巨額の財政赤字を隠していたことが発覚した。ギリシャ国債の元金と利息が支払えなくなる「デフォルト（債務不履行）」に陥るのではないかと不安が金融市場に広がり、国債の価格が急落（利回りは上昇）。ギリシャ国債を大量に保有していた欧州各国の金融機関は経営が悪化し、欧州全体の金融機能の低下を招いた。ギリシャはユーロ導入国でもあったため、ユーロ相場も下落した。

EUは危機の拡大を防ぐため、国際通貨基金（IMF）やECB（欧州中央銀行）と協力してギリシャ支援の枠組みを構築し、2010、12年の2回で計2400億ユーロ（約32兆円）もの金融支援をした。同時にEUは支援の条件として、公務員の給与削減や人員整理、国有資産の売却など、厳しい財政緊縮策の実施をギリシャに求めた。

ユーロ圏の加盟国であるギリシャは独自の金融政策をとれず、自力での財政再建が難しいため、これを受け入れた。これによりギリシャに対する財政不安は和らぎ、欧州経済危機は沈静化した。しかし、厳しい緊縮財政をきっかけに、ギリシャは深刻な不況に陥り、国民の緊縮財政への反発が強まった。09

★ギリシャをめぐる主な動き

2009年10月	ギリシャの財政赤字過少申告が発覚
10年5月	EUなどが1,100億ユーロの第1次支援を決定
11年7月	EUなどが1,090億ユーロの第2次支援を決定
10月	第2次支援額を修正、1,300億ユーロに
12年2月	ギリシャが債務削減を実施
14年12月	第2次支援の期限を2カ月間延長決定
15年1月	総選挙で急進左派連合が勝利
6月	IMFへの債務を返済できず
7月5日	国民投票により財政緊縮策を拒否
8日	ギリシャがEUに財政支援を要請
9日	財政改革案をEUに提出、EUが受け入れる
23日	ギリシャで財政改革法を成立

	EU案	新ギリシャ案
付加価値税 (消費税)	引き上げ	引き上げ
	レストラン 13% → 23%	レストラン 23% に →
	ホテル 6.5% → 23%	ホテル 13% に →
離島での 税の優遇措置	廃止	段階的に廃止
年金の 支給開始年齢	67歳に引き上げ	2022年までに 67歳に引き上げ
年金受給者の 医療費負担	4%を6%に	6%に →

★ EU案とギリシャの財政改革法の比較

年から6年連続でマイナス成長が続き、相次ぐ増税により国民の手取り収入は大幅に減った。失業率は約26%に上り、若年層に限れば50%に達している。

15年1月のギリシャの総選挙で、財政緊縮策に反対する急進左派連合が圧勝した。厳しい緊縮財政に対する国民の不満や不安が反映された結果だ。首相に就任した同連合のチプラス党首はEUに対し、支援の条件の緩和や債務の減免を求めた。しかしEUはこの要求に難色を示し、交渉は難航した。EUとの交渉は不調に終わり、6月末に金融支援はいったん失効した。

その後、7月に、EUが求める財政緊縮策への賛否を問う国民投票で国民の6割が反対票を投じたが、ギリシャ政府は、新たな金融支援の条件としてEUから求められていた**財政改革法を可決**させた。日本の消費税にあたる付加価値税の引き上げや年金の給付抑制を盛り込むなどEUに譲歩した格好だ。その結果、ECBとEUからの金融支援が決定し、ギリシャは**民間債務の不履行と銀行の破綻はひとまず回避**したとみられたが、8月20日、チプラス首相は「これまでやっていた政治について国民に信を問いたい」と首相辞任を表明した。このため、EUやユーロ側が求める「財政改革」を推進する政権が消滅し、次の政権がどのような政権になるのか不透明である。

かりに、支援の枠組みが続いても、ギリシャ問題が抜本的に解決したわけではない。今後、財政不安を抱える他の南欧諸国などでも「反EU」を掲げる政党が伸長する可能性もある。欧州が「一つの欧州」の理想実現に向けて、再燃するギリシャ問題を乗り越え、世界の金融市場や実体経済への悪影響を回避できるのか。欧州経済は再び正念場を迎えている。

（「nikkei4946」ほかより）

5 2015(平成27)年度一般会計歳入・歳出

		2015 年度 (A)		2014 年度 (B)		増減 (A) - (B) (億円)	伸び率 $\frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100 (\%)$
		金額 (億円)	構成比 (%)	金額 (億円)	構成比 (%)		
歳入予算	租税及印紙収入	545,250	56.6	517,260	52.2	27,990	5.4
	官業益金及官業収入	439	0.0	454	0.0	△ 15	△ 3.3
	政府資産整理収入	2,887	0.3	3,399	0.3	△ 512	△ 15.1
	雑収入	46,191	4.8	43,555	4.4	2,636	6.1
	公債金	368,630	38.3	404,929	40.9	△ 36,299	△ 9.0
	前年度剰余金受入	22	0.0	20,407	2.1	△ 20,385	△ 99.9
	計	963,420	100.0	990,003	100.0	△ 26,583	△ 2.7
歳出予算 (目的別)	1. 国家機関費	47,002	4.9	50,991	5.2	△ 3,989	△ 7.8
	皇室費	61	0.0	63	0.0	△ 2	△ 3.2
	国会費	1,377	0.1	1,371	0.1	6	0.4
	選挙費	2	0.0	1	0.0	1	100.0
	司法、警察及び消防費	14,988	1.6	15,355	1.6	△ 367	△ 2.4
	外交費	7,155	0.7	8,825	0.9	△ 1,670	△ 18.9
	一般行政費	15,296	1.6	17,325	1.7	△ 2,029	△ 11.7
	徴税费	7,975	0.8	7,905	0.8	70	0.9
	貨幣製造費	149	0.0	148	0.0	1	0.9
	2. 地方財政費	156,294	16.2	171,930	17.4	△ 15,636	△ 9.1
	3. 防衛関係費	49,904	5.2	50,987	5.2	△ 1,083	△ 2.1
	4. 国土保全及び開発費	60,116	6.2	63,143	6.4	△ 3,027	△ 4.8
	5. 産業経済費	27,406	2.8	36,983	3.7	△ 9,577	△ 25.9
	農林水産業費	14,601	1.5	16,532	1.7	△ 1,931	△ 11.7
	商工鉱業費	10,014	1.0	17,210	1.7	△ 7,196	△ 41.8
	運輸通信費	1,899	0.2	2,167	0.2	△ 268	△ 12.4
	物資及び物価調整費	892	0.1	1,074	0.1	△ 182	△ 16.9
	6. 教育文化費	51,675	5.4	53,712	5.4	△ 2,037	△ 3.8
	学校教育費	39,372	4.1	40,762	4.1	△ 1,390	△ 3.4
	社会教育及び文化費	1,452	0.2	1,648	0.2	△ 196	△ 11.9
	科学振興費	10,847	1.1	11,287	1.1	△ 440	△ 3.9
	災害対策費	4	0.0	16	0.0	△ 12	△ 75.0
	7. 社会保障関係費	320,098	33.2	312,336	31.5	7,762	2.5
	社会保険費	239,152	24.8	234,021	23.6	5,131	2.2
	生活保護費	29,042	3.0	28,597	2.9	445	1.6
	社会福祉費	30,233	3.1	26,512	2.7	3,721	14.0
	住宅対策費	1,533	0.2	2,703	0.3	△ 1,170	△ 43.3
	失業対策費	225	0.0	292	0.0	△ 67	△ 22.9
	保健衛生費	5,735	0.6	6,050	0.6	△ 315	△ 5.2
	試験研究費	748	0.1	1,254	0.1	△ 506	△ 40.4
	災害対策費	12	0.0	76	0.0	△ 64	△ 84.2
	その他	13,418	1.4	12,832	1.3	586	4.6
	8. 恩給費	3,923	0.4	4,434	0.4	△ 511	△ 11.5
	文官恩給費	116	0.0	134	0.0	△ 18	△ 13.4
	旧軍人遺族等恩給費	3,610	0.4	4,089	0.4	△ 479	△ 11.7
	その他	197	0.0	211	0.0	△ 14	△ 6.6
	9. 国債費	234,507	24.3	225,096	22.7	9,411	4.2
	10. 予備費	3,500	0.4	2,500	0.3	1,000	40.0
	11. その他	8,994	0.9	17,890	1.8	△ 8,896	△ 19.7
	計	963,420	100.0	990,003	100.0	△ 26,583	△ 2.7

(注) 2014 年度は補正後, 2015 年度は当初予算。△はマイナス。

(財務省資料より作成)

6 18歳選挙権が成立

選挙権年齢を現行の「20歳以上」から「18歳以上」に引き下げる改正公職選挙法が6月17日の参院本会議で成立した。昭和20年に「25歳以上」から現行の年齢に変更されて以来、70年ぶりの見直しだ。

改正法は、施行されて初めて公示する国政選挙から実施される。その後、知事選など自治体の首長、議会の地方選挙で順次導入される。

18、19歳の未成年者約240万人が新たに有権者に加わる。全有権者のうち2%程度の割合にすぎないが、これをきっかけに若年層の選挙への関心が高まれば低迷してきた投票率を底上げする可能性がある。2014年の衆院選は投票率の最も高い60代が



★主な国の選挙権・成人年齢

国	選挙権	成人年齢
日本	18歳に	20歳
韓国	19	19
中国	18	18
米国	18	18※
フランス	18	18
オーストリア	16	18
ブラジル	16	18

※米 50州のうち2州は19歳、3州は21歳

★選挙権と有権者数はどう変わってきたか

選挙権				直後の衆院選		
制定・改正年	性別	年齢	納税額	有権者数	割合	実施した年月
1889	男	25歳以上	直接国税15円以上	45万人	1.1%	1890年7月
1900			直接国税10円以上	98万人	2.2%	1902年8月
1919			直接国税3円以上	307万人	5.5%	1920年5月
1925			条件がなくなる(男子普通選挙)	1,241万人	20.0%	1928年2月
1945	男女	20歳以上	(完全普通選挙)	3,688万人	48.7%	1946年4月
2015		18歳以上		1億396万人 + 約240万人	81.8% + 約2%	

※昨年12月の衆院選

68.28%で、20代は32.58%にとどまった。

20歳で選挙権を得るこれまでの日本のしくみは、世界を見渡すと主流ではない。欧米諸国は70年代に相次いで選挙権年齢を20～21歳以上から18歳以上に引き下げている。

オーストリアでは、2007年に18歳以上だった選挙権年齢を16歳以上に引き下げるとともに、学校でも政治教育に力を入れた。2013年の国政選挙の投票率は75%。若年層は全体より低いが、16～17歳は63%、18～20歳は59%だったという。

若年層の政治参加の拡大には被選挙権の議論も避けて通れない。被選挙権年齢は衆院議員や地方議員が25歳以上、参院議員や都道府県知事が30歳以上。国会審議では引き下げを検討すべきだとの指摘も相次いだ。また、「20歳以上」とする民法の成人年齢や「20歳未満」の少年法の適用年齢の引き下げも検討されている。

今後、政府は学校教育で若者の政治への関心を高める「主権者教育」に取り組む。各党には若年層の支持獲得につなげたいとの思惑があるが、学校現場では「政治的中立性」が求められるため、教育の手法が大きな課題となる。

7 参院選で選挙区定数見直し

参院選で、人口の少ない隣り合う2県を一つの選挙区にまとめる合区を二つ導入し、選挙区定数を「10増10減」する改正公職選挙法が成立した。来年夏の参院選で初めて導入される。「一票の不等^{ふたふた}」^は是正をめぐっては、最高裁が「違憲状態」と指摘した2013年参院選の最大格差が4.77倍だったのが、最大2.97倍に縮小するにとどまった。

改正案は自民、維新、元気、次世代、新党改革の与野党5党が共同提出。「鳥取・島根」と「徳島・高知」をそれぞれ一つの選挙区に統合し、いずれも定数2（改選数1）とする。

最高裁は13年参院選を「違憲状態」と指摘した判決で、投票価値の平等は憲法上の要請として、都道府県単位で選挙区を設ける仕組みを改めるよう国会に促していた。5党案は、2010年の国勢調査に基づく一票の格差が最大でなお3倍近くあり、今後も、都市部への人口集中の流れを踏まえれば、参院選時に3倍を超えることも考えられ、抜本改革にはほど遠い。

★参院で可決された自民・野党4党の 10増10減案

□ 定数各2増
 ■ 定数各2減
 ▨ 合区
 現行の定数
 → 変更後の定数

※参院議員の任期は6年。3年ごとに定数の半数を改選する

合区
鳥取 2
島根 2
→ 2

福岡 4→6

北海道 4→6

宮城 4→2

新潟 4→2

東京 10→12

長野 4→2

愛知 6→8

兵庫 4→6

合区
徳島 2
高知 2
→ 2

2016年

参院選

13年

最大格差2.97倍

参院選

最大格差4.77倍

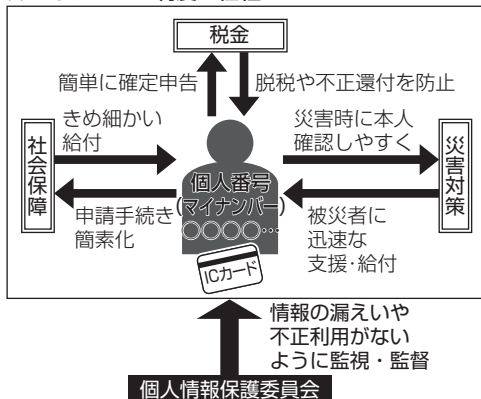
最高裁「違憲状態」

8 マイナンバー制度がスタート

制度のスタートは2016年1月からだが、個人に割り当てられる番号の通知は今年10月から始まる。

マイナンバーは就職するときや退職するとき、会社の年末調整、確定申告、児童扶養手当の支給、厚生年金の受給開始申請など、仕事や暮らしのさまざまな場面で、「あなたの個人番号を記載してください」と、外部から提供を求められることになる。国民全員が何らかの形で番号制度に関わらざるを得な

★マイナンバー制度の仕組み



くなるのだ。

個人番号は法律で利用範囲が限定されており、来年1月以降利用が始まるのは、年金などの「社会保障」、所得税・住民税の申告など「税金」、被災者支援など「災害」の3分野だ。現時点では、民間利用を含めて、3分野以外では利用はできないことになっている。

ただ、制度導入時点では、国や自治体の業務効率化だけが前面に出て、個人や企業のメリットがよく見えず、負担感ばかりが目立っている。さらに現在、参議院の内閣委員会でマイナンバー関連法案が審議の過程にあり、番号と預金情報をひも付けることなどが盛り込まれている。国民の所得・資産を正確に把握することで、適正な課税を実現しようという動きだが、国の監視の目が強まることに対して、懸念を抱く人もいだろう。

（『週刊ダイヤモンド』2015.7.18）

●訂正のお知らせ

・p.287の② 所得税の累進課税

⑥ 4,000万円以下 40%

⑦ 4,000万円超 45%